

自 令和 8 年 6 月 9 日

日間

至 令和 8 年 月 日

No. 1

令和 8 年
第 2 回

四国中央市議会定例会議案書

四 国 中 央 市

令和 8 年 第 2 回 四国中央市議会定例会議案目録

議 案 番 号	件 名	頁
承 認 第 3 号	四国中央市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を 求めることについて	4
承 認 第 4 号	令和 8 年度四国中央市西部臨海土地造成事業特別会計補正予 算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて	14
議 案 第 43 号	四国中央市監査委員条例及び四国中央市公営企業の設置等に 関する条例の一部を改正する条例について	18
議 案 第 44 号	四国中央市印鑑条例の一部を改正する条例について	19
議 案 第 45 号	四国中央市体育施設条例の一部を改正する条例について	20
議 案 第 46 号	四国中央市水道事業給水条例及び四国中央市簡易水道事業等 給水条例の一部を改正する条例について	21
議 案 第 47 号	令和 8 年度四国中央市一般会計補正予算（第 1 号）	24
議 案 第 48 号	令和 8 年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正 予算（第 1 号）	33
議 案 第 49 号	令和 8 年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	36
議 案 第 50 号	四国中央市公平委員会委員の選任につき同意を求めることに ついて	37
議 案 第 51 号	土居財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	38
議 案 第 52 号	小富士財産区管理委員の選任につき同意を求めることについ て	39
議 案 第 53 号	野田財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	40

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 54 号	津根財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	41
議 案 第 55 号	土居分団合同詰所新築工事（建築・機械設備工事）の請負契約の締結について	42
議 案 第 56 号	物品購入契約の締結について	43
議 案 第 57 号	物品購入契約の締結について	44
議 案 第 58 号	物品購入契約の締結について	45
議 案 第 59 号	物品購入契約の締結について	46
議 案 第 60 号	物品購入契約の締結について	47

承認第3号

四国中央市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月9日提出

四国中央市長 大西 賢治

専決第 8 号

四国中央市税条例の一部を改正する条例の専決処分書

四国中央市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市税条例の一部を改正する条例

四国中央市税条例（平成 16 年四国中央市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）を「施行規則」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるもの

に限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条(見出しを含む。)、第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条(見出しを含む。)並びに第90条の見出し並びに同条第1項、

第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第21項とし、

同条中第 25 項を第 22 項とし、第 26 項を第 23 項とし、同条に次の 1 項を加える。

24 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 7 項中「附則第 12 条第 16 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 9 項第 4 号中「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 10 項第 5 号及び第 12 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 16 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号中「第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第 15 条の 2 から第 15 条の 6 までを削る。

附則第 16 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 16 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号、第 16 条の 4 第 3 項第 2 号及び第 17 条第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項(第 2 項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊に

よる災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 18 条第 5 項第 2 号及び第 19 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに第 20 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 18 条の改正規定及び第 18 条の 3 の改正規定（「種別割」を「軽自動車税」に改める部分を除く。）並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日
- (2) 第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条の改正規定及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正規定（「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に改める部分及び「令和 7 年」を「令和 12 年」に改める部分に限る。）並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日
- (3) 第 63 条の改正規定及び附則第 4 条第 2 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (4) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 17 条の 2 の改正規定（同条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める部分を除く。）並びに附則第 3 条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日
- (5) 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに附則第 3 条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日
(公示送達に関する経過措置)

第 2 条 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の四国中央市税条例第 18 条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の四国中央市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した同号に掲げる規定による改正前の四国中央市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の四国中央市税条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条

第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 6 項に規定する認定住宅等(同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 10 項に規定する認定住宅等(同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正後の四国中央市税条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第 5 項において「5 号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、5 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の四国中央市税条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

5 附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正後の四国中央市税条例附則第 19 条の 3 の規定は、5 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
(固定資産税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の四国中央市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の四国中央市税条例第 63 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 2 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。)附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 この条例による改正後の四国中央市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(四国中央市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 四国中央市税条例等の一部を改正する条例（平成26年四国中央市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

承認第 4 号

令和 8 年度四国中央市西部臨海土地造成事業特別会計
補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

専決第 10 号

令和 8 年度四国中央市西部臨海土地造成事業 特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分書

令和 8 年度四国中央市の西部臨海土地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,051,435 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,806,435 千円とする。

2 歳出予算の款の欄中「3 予備費」の次に「4 前年度繰上充用金」を加える。

3 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金の補正）

第 2 条 一時借入金の借入れの最高額に 1,051,000 千円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を 1,806,000 千円とする。

令和 8 年 5 月 29 日

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		752,818	1,051,435	1,804,253
	1 負担金	752,818	1,051,435	1,804,253
歳 入	合 計	755,000	1,051,435	1,806,435

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 前年度繰上充用金		千円 0	千円 1,051,435	千円 1,051,435
	1 前年度繰上充用金	0	1,051,435	1,051,435
歳 出 合 計		755,000	1,051,435	1,806,435

議案第 43 号

四国中央市監査委員条例及び四国中央市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

四国中央市監査委員条例及び四国中央市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市監査委員条例及び四国中央市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(四国中央市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 四国中央市監査委員条例(平成 16 年四国中央市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(四国中央市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 四国中央市公営企業の設置等に関する条例(平成 16 年四国中央市条例第 174 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

議案第 44 号

四国中央市印鑑条例の一部を改正する条例について

四国中央市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市印鑑条例の一部を改正する条例

四国中央市印鑑条例（平成 16 年四国中央市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「若しくは身分証明書又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）」を「又は身分証明書」に改める。

第 12 条第 4 項中「(同項ただし書に規定する場合にあっては、個人番号カード)」を削る。

第 13 条第 1 項中「個人番号カード」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。)、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。)) 又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)) (以下これらを「個人番号カード等」という。))」を加え、同条第 2 項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に、「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

第 14 条第 1 号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）等の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 45 号

四国中央市体育施設条例の一部を改正する条例について

四国中央市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市体育施設条例の一部を改正する条例

四国中央市体育施設条例（平成 16 年四国中央市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 川之江体育館・伊予三島運動公園体育館・土居総合体育館使用（利用）料その 4 冷暖房設備の使用（利用）の表メインアリーナ（伊予三島運動公園体育館・土居総合体育館）の項の次に次のように加える。

サブアリーナ（伊予三島運動公園体育館）	2,200 円	4,400 円
---------------------	---------	---------

別表第 3 の 2 川之江体育館・伊予三島運動公園体育館・土居総合体育館使用（利用）料その 4 冷暖房設備の使用（利用）の表サブアリーナ（土居総合体育館）の項の次に次のように加える。

格技室（伊予三島運動公園体育館）	800 円	1,600 円
------------------	-------	---------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

伊予三島運動公園体育館のサブアリーナ及び格技室に冷暖房設備を設置することに伴い、当該設備の使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 46 号

四国中央市水道事業給水条例及び四国中央市簡易水道事業等給水条例の一部を改正する条例について

四国中央市水道事業給水条例及び四国中央市簡易水道事業等給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市水道事業給水条例及び四国中央市簡易水道事業等給水条例の一部を改正する条例

(四国中央市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 四国中央市水道事業給水条例（平成 16 年四国中央市条例第 176 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項の表第一種の部専用栓の款家事用の項中「880 円」を「1,034 円」に、「110 円」を「128 円」に、「133 円」を「155 円」に、「146 円」を「170 円」に改め、同款業務用の項中「1,320 円」を「1,458 円」に、「143 円」を「163 円」に、「157 円」を「179 円」に、「172 円」を「196 円」に改める。

第 2 条 四国中央市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項の表第一種の部専用栓の款家事用の項中「1,034 円」を「1,188 円」に、「128 円」を「146 円」に、「155 円」を「177 円」に、「170 円」を「194 円」に改め、同款業務用の項中「1,458 円」を「1,596 円」に、「163 円」を「182 円」に、「179 円」を「200 円」に、「196 円」を「220 円」に改める。

第 3 条 四国中央市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項の表第一種の部専用栓の款家事用の項中「1,188 円」を「1,342 円」に、「146 円」を「164 円」に、「177 円」を「199 円」に、「194 円」を「218 円」に改め、同款業務用の項中「1,596 円」を「1,734 円」に、「182 円」を「201 円」に、「200 円」を「221 円」に、「220 円」を「243 円」に改める。

第 4 条 四国中央市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表中「1 四国中央市水道事業水道料金」を「四国中央市水道事業及び四国中央市土居地域水道事業水道料金」に改め、別表第 1 第 2 項の表を削る。

(四国中央市簡易水道事業等給水条例の一部改正)

第 5 条 四国中央市簡易水道事業等給水条例（平成 16 年四国中央市条例第 178 号）の一部

を次のように改正する。

別表第2新宮地域第1項の表第一種の部専用栓の款家事用の項中「1,100円」を「1,199円」に、「110円」を「128円」に、「133円」を「155円」に、「146円」を「170円」に改め、同款業務用の項中「1,320円」を「1,458円」に、「132円」を「154円」に、「145円」を「170円」に、「159円」を「186円」に改め、別表第2新宮地域第2項の表専用の部家事用の項中「1,100円」を「1,199円」に、「110円」を「128円」に改め、同部業務用の項中「1,320円」を「1,458円」に、「132円」を「154円」に改める。

第6条 四国中央市簡易水道事業等給水条例の一部を次のように改正する。

別表第2新宮地域第1項の表第一種の部専用栓の款家事用の項中「1,199円」を「1,298円」に、「128円」を「146円」に、「155円」を「177円」に、「170円」を「194円」に改め、同款業務用の項中「1,458円」を「1,596円」に、「154円」を「176円」に、「170円」を「194円」に、「186円」を「213円」に改め、別表第2新宮地域第2項の表専用の部家事用の項中「1,199円」を「1,298円」に、「128円」を「146円」に改め、同部業務用の項中「1,458円」を「1,596円」に、「154円」を「176円」に改める。

第7条 四国中央市簡易水道事業等給水条例の一部を次のように改正する。

別表第2新宮地域第1項の表第一種の部専用栓の款家事用の項中「1,298円」を「1,397円」に、「146円」を「164円」に、「177円」を「199円」に、「194円」を「218円」に改め、同款業務用の項中「1,596円」を「1,734円」に、「176円」を「198円」に、「194円」を「218円」に、「213円」を「240円」に改め、別表第2新宮地域第2項の表専用の部家事用の項中「1,298円」を「1,397円」に、「146円」を「164円」に改め、同部業務用の項中「1,596円」を「1,734円」に、「176円」を「198円」に改める。

第8条 四国中央市簡易水道事業等給水条例の一部を次のように改正する。

別表第2新宮地域第1項の表第一種の部専用栓の款家事用の項中「1,397円」を「1,496円」に、「164円」を「181円」に、「199円」を「220円」に、「218円」を「242円」に改め、同款業務用の項中「1,734円」を「1,870円」に、「198円」を「220円」に、「218円」を「242円」に、「240円」を「266円」に改め、別表第2新宮地域第2項の表専用の部家事用の項中「1,397円」を「1,496円」に、「164円」を「181円」に改め、同部業務用の項中「1,734円」を「1,870円」に、「198円」を「220円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例中第1条及び第5条の規定は令和8年11月1日から、第2条及び第6条の規定は令和9年11月1日から、第3条及び第7条の規定は令和10年11月1日から、第4条及び第8条の規定は令和11年11月1日から施行する。

(四国中央市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の四国中央市水道事業給水条例別表第1の規定にかかわらず、第1条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から令和8年11月30日までの間の検針に係る料金については、なお従前の例による。

2 第2条の規定による改正後の四国中央市水道事業給水条例別表第1の規定にかかわらず、第2条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続している水

道の使用で、施行日から令和9年11月30日までの間の検針に係る料金については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の四国中央市水道事業給水条例別表第1の規定にかかわらず、第3条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から令和10年11月30日までの間の検針に係る料金については、なお従前の例による。

4 第4条の規定による改正後の四国中央市水道事業給水条例別表第1の規定にかかわらず、第4条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から令和11年11月30日までの間の検針に係る料金については、なお従前の例による。

（四国中央市簡易水道事業等給水条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第5条の規定による改正後の四国中央市簡易水道事業等給水条例別表第2の規定にかかわらず、第5条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続している簡易水道等の使用で、施行日から令和8年11月30日までの間の検針に係る料金については、なお従前の例による。

2 第6条の規定による改正後の四国中央市簡易水道事業等給水条例別表第2の規定にかかわらず、第6条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続している簡易水道等の使用で、施行日から令和9年11月30日までの間の検針に係る料金については、なお従前の例による。

3 第7条の規定による改正後の四国中央市簡易水道事業等給水条例別表第2の規定にかかわらず、第7条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続している簡易水道等の使用で、施行日から令和10年11月30日までの間の検針に係る料金については、なお従前の例による。

4 第8条の規定による改正後の四国中央市簡易水道事業等給水条例別表第2の規定にかかわらず、第8条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続している簡易水道等の使用で、施行日から令和11年11月30日までの間の検針に係る料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

土居地域及び新宮地域における水道料金を改定するため、関係条例の一部を改正するものである。

議案第 47 号

令和 8 年度四国中央市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,690,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,924,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
13 分担金及び負担金		248,933	1,292	250,225
	1 負担金	248,933	1,292	250,225
14 使用料及び手数料		500,074	△612	499,462
	1 使用料	379,020	△612	378,408
15 国庫支出金		5,644,041	107,404	5,751,445
	1 国庫負担金	4,756,293	52,080	4,808,373
	2 国庫補助金	870,643	55,324	925,967
16 県支出金		3,187,895	8,015	3,195,910
	1 県負担金	1,892,406	1,215	1,893,621
	2 県補助金	923,081	6,800	929,881
20 繰越金		307,000	1,034,101	1,341,101
	1 繰越金	307,000	1,034,101	1,341,101
21 諸収入		701,520	8,800	710,320
	5 雑入	336,577	8,800	345,377
22 市債		1,884,500	531,000	2,415,500
	1 市債	1,884,500	531,000	2,415,500
歳 入 合 計		44,234,000	1,690,000	45,924,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 252,763	千円 841	千円 253,604
	1 議会費	252,763	841	253,604
2 総務費		5,633,123	154,034	5,787,157
	1 総務管理費	5,012,497	183,473	5,195,970
	2 徴税費	329,589	△27,202	302,387
	3 戸籍住民基本台帳費	172,420	△10,747	161,673
	4 選挙費	85,594	△856	84,738
	5 統計調査費	7,168	27	7,195
	6 監査委員費	25,855	9,339	35,194
3 民生費		18,378,964	222,419	18,601,383
	1 社会福祉費	5,152,071	47,973	5,200,044
	2 老人福祉費	4,386,907	18,588	4,405,495
	3 児童福祉費	7,615,210	78,498	7,693,708
	4 生活保護費	1,215,828	77,360	1,293,188
4 衛生費		3,412,889	55,986	3,468,875
	1 保健衛生費	1,946,997	52,325	1,999,322
	2 清掃費	1,465,892	3,661	1,469,553
6 農林水産業費		1,098,809	90,723	1,189,532

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 農業費	585,016	90,738	675,754
	2 林業費	430,133	372	430,505
	3 水産業費	83,660	△387	83,273
7 商工費		1,126,211	52,855	1,179,066
	1 商工費	1,126,211	52,855	1,179,066
8 土木費		3,029,865	435,777	3,465,642
	1 土木管理費	227,710	△33,456	194,254
	2 道路橋りょう費	893,992	117,757	1,011,749
	3 河川費	39,429	31,992	71,421
	4 港湾費	394,418	267,277	661,695
	5 都市計画費	1,280,540	2,638	1,283,178
	6 住宅費	193,776	49,569	243,345
9 消防費		1,857,681	70,000	1,927,681
	1 消防費	1,857,681	70,000	1,927,681
10 教育費		4,093,951	413,805	4,507,756
	1 教育総務費	479,622	31,428	511,050
	2 小学校費	812,714	54,225	866,939
	3 中学校費	305,218	△3,756	301,462

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 幼稚園費	187,744	△65,440	122,304
	5 社会教育費	976,777	15,596	992,373
	6 保健体育費	1,331,876	381,752	1,713,628
11 災害復旧費		31,050	179,937	210,987
	2 公共土木施設災害復旧費	15,650	179,937	195,587
13 予備費		45,000	13,623	58,623
	1 予備費	45,000	13,623	58,623
歳出	合計	44,234,000	1,690,000	45,924,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス事業	100,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	過年度道路橋りょう 単独災害復旧事業	179,937

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
愛媛県予部消防指令 センター整備事業	令和9年度から 令和10年度まで	1,373,090
体育施設整備事業	令和9年度	490,586

第4表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育園整備事業	25,800 千円	借入方法 普通貸借又は債券発 行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応じ 繰上償還、償還年限の短 縮又は低利債に借換す ることができる。
放課後児童健全 育成施設整備事業	1,200	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営道路改良事業	13,600	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
浸水対策事業	18,900	同上	同上	同上
公園施設長寿命化対策事業	14,800	同上	同上	同上
県営港湾改良事業	128,600	同上	同上	同上
体育施設整備事業	322,300	同上	同上	同上

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
クリーンセンター整備事業	千円 107,500	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。	千円 114,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
市単土地改良事業	35,000	同上	同上	同上	36,000	同上	同上	同上
観光施設整備事業	44,200	同上	同上	同上	45,600	同上	同上	同上
社会資本整備総合交付金事業	127,800	同上	同上	同上	117,700	同上	同上	同上
道路メンテナンス事業	59,600	同上	同上	同上	45,200	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市単河川改良事業	千円 18,200	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じて繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。	22,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
公園整備事業	37,600	同上	同上	同上	36,700	同上	同上	同上
常備消防施設整備事業	58,200	同上	同上	同上	91,300	同上	同上	同上
愛媛東予東部消防指令センター整備事業	5,500	同上	同上	同上	6,400	同上	同上	同上
小学校施設整備事業	158,100	同上	同上	同上	141,200	同上	同上	同上

議案第 48 号

令和 8 年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度四国中央市の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 101,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 58,225	千円 23,000	千円 81,225
	1 他会計繰入金	46,405	23,000	69,405
歳 入 合 計		78,000	23,000	101,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 62,686	千円 22,343	千円 85,029
	1 施設管理費	62,686	22,343	85,029
4 予備費		1,907	657	2,564
	1 予備費	1,907	657	2,564
歳 出 合 計		78,000	23,000	101,000

議案第 49 号

令和 8 年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度四国中央市公共下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条中、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中修繕費 60,000 千円の財源に充てるため、企業債 60,000 千円を借り入れる。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	1,975,000 千円	5,455 千円	1,980,455 千円
第 2 項 営業外収益	714,774 千円	5,455 千円	720,229 千円
	支 出		
第 2 款 下水道事業費用	1,853,000 千円	60,000 千円	1,913,000 千円
第 1 項 営業費用	1,756,142 千円	60,000 千円	1,816,142 千円

第 3 条 予算第 5 条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前	補正後
下水道事業	千円 559,700	千円 619,700

第 4 条 予算第 9 条を予算第 10 条とし、予算第 5 条から予算第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、予算第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
特別重点調査箇所修繕業務	令和 9 年度	140,000 千円

令和 8 年 6 月 9 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

議案第 50 号

四国中央市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

四国中央市公平委員会の委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市川之江町長須	石川 正人		新任

議案第 51 号

土居財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

土居財産区管理委員に次の者を選任したいので、四国中央市財産区管理会設置条例（平成22年四国中央市条例第3号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月9日提出

四国中央市長 大西 賢治

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市土居町土居	宮崎 正己		新任
四国中央市土居町浦山	渡邊 拓世		新任
四国中央市土居町畑野	加地 卓見		新任
四国中央市土居町土居	藤井 正寛		再任
四国中央市土居町土居	河上 新		再任
四国中央市土居町入野	和田 憲善		再任

議案第 52 号

小富士財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

小富士財産区管理委員に次の者を選任したいので、四国中央市財産区管理会設置条例（平成 22 年四国中央市条例第 3 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市土居町中村	加 藤 剛		新任
四国中央市土居町藤原	近 藤 守		新任
四国中央市土居町藤原	近 藤 大樹		新任
四国中央市土居町中村	苅 田 耕一		再任
四国中央市土居町小林	西 山 寛		再任
四国中央市土居町小林	平 松 志郎		再任

議案第 53 号

野田財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

野田財産区管理委員に次の者を選任したいので、四国中央市財産区管理会設置条例（平成22年四国中央市条例第3号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月9日提出

四国中央市長 大西 賢治

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市土居町野田	西島 俊一		新任
四国中央市土居町野田	曾我 圭祐		新任
四国中央市土居町野田	高橋 秀敏		新任
四国中央市土居町野田	續木 伸次		新任
四国中央市土居町野田	河村 忠義		再任
四国中央市土居町野田	鈴木 晃		再任
四国中央市土居町野田	濱田 恭彦		再任

議案第 54 号

津根財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

津根財産区管理委員に次の者を選任したいので、四国中央市財産区管理会設置条例（平成22年四国中央市条例第3号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月9日提出

四国中央市長 大西 賢治

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市土居町津根	村上 和也		新任
四国中央市土居町津根	鈴木 敏夫		新任
四国中央市土居町津根	石川 哲也		再任
四国中央市土居町津根	合田 里士		再任
四国中央市土居町津根	阪本 進		再任
四国中央市土居町津根	近藤 記由		再任
四国中央市土居町津根	守屋 公晴		再任

議案第 55 号

土居分団合同詰所新築工事（建築・機械設備工事）の請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 土居分団合同詰所新築工事（建築・機械設備工事） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 請負金額 | 173,690,000円 |
| 4 契約の相手方 | 四国中央市土居町蕪崎 34 番地
高石組・真和建設工業特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社高石組
代表取締役 高石 敏朗 |

提案理由

土居分団合同詰所新築工事（建築・機械設備工事）の請負契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 56 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | トイレトレーラー購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 38,962,440円 |
| 4 契約の相手方 | 長野県長野市豊野町浅野 1778 番地
株式会社カンバーランド・ジャパン
代表取締役 原田 英世 |

提案理由

トイレトレーラーの購入契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 57 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 消防署消防ポンプ自動車（CD-1型）購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 73,590,000円 |
| 4 契約の相手方 | 松山市大手町一丁目10番地1
株式会社岩本商会
代表取締役 仙波 誉子 |

提案理由

消防署消防ポンプ自動車（CD-1型）の購入契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年四国中央市条例第46号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 58 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 東分署積載車購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 43,648,000円 |
| 4 契約の相手方 | 松山市南高井町1146番地1
有限会社愛媛芝浦ポンプ商会
取締役 二神 智 |

提案理由

東分署積載車の購入契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年四国中央市条例第46号)第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 59 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 三島第一分団第 3 部消防ポンプ自動車（CD-1 型）購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 28,930,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 松山市大手町一丁目 10 番地 1
株式会社岩本商会
代表取締役 仙波 誉子 |

提案理由

三島第一分団第 3 部消防ポンプ自動車（CD-1 型）の購入契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 60 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 8 年 6 月 9 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 川之江分団第2部消防ポンプ自動車（CD-1型）購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 28,490,000円 |
| 4 契約の相手方 | 松山市大手町一丁目10番地1
株式会社岩本商会
代表取締役 仙波 誉子 |

提案理由

川之江分団第2部消防ポンプ自動車（CD-1型）の購入契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年四国中央市条例第46号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。